

令和 7 年 6 月 2 日開催
第 3 回新宿区選挙管理委員会臨時会

1 議 案

- (1) 議案第 2 5 号 選挙人名簿の抹消について
- (2) 議案第 2 6 号 選挙人名簿の登録について
- (3) 議案第 2 7 号 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 5 0 分の 1 の数について
- (4) 議案第 2 8 号 選挙事務従事者の委嘱について
- (5) 議案第 2 9 号 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任
について
- (6) 議案第 3 0 号 期日前投票立会人の選任について
- (7) 議案第 3 1 号 東京都議会議員選挙における投票所に入
りし得る者について

2 その他

選挙人名簿の抹消について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙人名簿の抹消について

このことについて、下記のとおり抹消する。

記

(1) 転出後 4 ヶ月を経過した者

抹消者数 1, 7 7 4 名 (男 942 名 女 832 名)

(2) 死亡者

抹消者数 1 5 7 名 (男 80 名 女 77 名)

(3) 誤載者

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(4) その他の減

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(説明)

公職選挙法第 2 8 条の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙人名簿の登録について

このことについて、下記のとおり登録する。

(1) 選挙人名簿登録者

登録者数 5, 7 1 0 名 (男 3, 055 名 女 2, 655 名)

(説明)

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき提出するものです。

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数について

このことについては下記のとおり。

記

- 1 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 9 1, 1 9 4 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 4 5, 5 9 7 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 5, 4 7 2 人

(説明)

選挙人名簿登録者 2 7 3, 5 8 1 人

地方自治法第 74 条、第 76 条他

市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条他の規定に基づき
提出するものです。

選挙事務従事者の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙事務従事者の委嘱について

このことについて、別紙のとおり決定する。

(説明)

新宿区選挙管理委員会事務局処務規程第 7 条第 1 項の規定に基づき提出するものです。

期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員選挙におけるこの
ことについて、別紙一覧のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第 4 8 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 2 5 条の規定に基づき提出するものです。

期日前投票立会人の選任について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

期日前投票立会人の選任について

令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員選挙におけるこのことについて、別紙一覧のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき提出するものです。

東京都議会議員選挙における
投票所に出入りし得る者について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

東京都議会議員選挙における
投票所に出入りし得る者について

令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員選挙における投票
所に出入りし得る者について、下記のとおり決定する。

記

- 1 投票所に出入りし得る者 1 5 名

(説明)

公職選挙法第 5 8 条の規定に基づき提出するものです。